

令和3年度 農業・林業・畜産・有害鳥獣などの

各種補助制度のご案内

各種事業の申請は、必ず事前に行うことが必要です。
 該当の事業を行うまでに、必ずお問い合わせください。

●問い合わせ先／産業観光課 ☎28-1973

区分	補助事業名	補助する事業の内容	補助率
農業関係	転換水田整備事業	●明暗渠排水施設の整備に要する経費を補助します。	事業費の4/10以内
	営農用施設機械器具整備事業	●ビニールハウスの整備および更新に要する経費を補助します。 ※規模30㎡以上の新設のビニールハウスの新規設置および張替。	事業費の1/2以内
	畦畔改良整備事業	●畦畔改良の整備に要する経費を補助します。 ※新規整備に限ります。	1m当たり1,500円以内
	祇園坊柿買取価格補償事業	●祇園坊柿の出荷に要する経費を補助します。 ※安芸太田祇園坊柿加工販売協議会に出荷するものに限ります。	生柿50円/kg
	祇園坊柿苗木更新植栽事業	●祇園坊柿の苗木を新たに購入する経費を補助します。 ※JA広島市が取扱う苗木に限ります。	1/2以内
	【新規事業】 祇園坊柿有害鳥獣被害防止対策事業	●祇園坊柿のほ場に対する有害鳥獣による被害を防ぐために要する経費を補助します。 ◆電気柵、トタン等の防護柵などを設置する場合。	事業費の6/10～7/10以内 ※要件により補助率が異なります。
畜産関係	循環型農業推進事業	●町内農家が地域内生産堆肥として購入した場合、町内生産堆肥事業者に補助します。	販売費用の1/2以内
林業関係	流域森林整備事業	●造林保育事業（下刈り、除伐、枝打ち、雪起し、植栽、保育間伐、架線搬出間伐）を10a以上実施する際に実施経費を補助します。	県の造林事業標準単価の1/10
	ペレットストーブ等購入促進補助事業	●町内の住宅等にペレット・薪ストーブを新たに購入設置する経費を補助します。	直接経費の1/3以内 （限度額有）
	林地残材搬出奨励金事業	●林地残材を搬出した際の木材の購入に要する経費を補助します。 ※太田川森林組合への登録・出荷が必要となります。	・林地残材 1㎡当たり6,000円 ・薪 20束当たり4,000円
	木製品プレゼント事業	●町産材を使用して延床面積70㎡以上の住宅を新築される方を対象として、木材使用量に応じてポイントを付与します。ポイントは家具など木製品に交換できます。	1㎡当たり10,000円分のポイントを付与 上限200,000円分
	自伐型林業普及支援事業（木材流通経費支援）	●町内原木市場への出荷運賃に要する経費を補助します。 ※出荷先は、広島林産中市協同組合に限ります。	1㎡当たり2,000円 伐採地から原木市場までの距離により異なります。
	被害木等処理事業	●人家、集会施設への被害の恐れのある場合および土砂災害等の危険性のある谷川において被害木等の伐採、整理に要する経費を補助します。	事業費の9/10以内
	【新規事業】 森林作業路整備事業	●森林作業路の開設に要する経費を補助します。 ※間伐などの択伐施業に供することを要件とします。	1m当たり1,500円以内 規格（幅員）により変動します。
有害鳥獣関係	有害鳥獣被害防止対策事業	●有害鳥獣による農林水産物等への被害を防ぐために要する経費を補助します。 ◆電気柵、トタン等の防護柵などを設置する場合。 実施においては個人、共同、集落により補助率が異なります。	事業費の5/10～8/10以内 ※要件により補助率が異なります。
	狩猟者免許（第一種・第二種・わな）取得奨励事業	●狩猟者免許（第一種・第二種・わな）取得に要する経費（受験料、講習会受講料等） ※町有害鳥獣捕獲班員になることを要件とします。	定額